



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会社名　　日本瓦斯株式会社  
代表者名　　代表取締役社長　和田眞治  
(コード番号 8174 東証第1部)  
問合せ先　　代表取締役副社長兼管理本部長  
中山雄樹  
(TEL 03-3553-1281)

## 内部統制システムの基本方針の改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の内部統制システムの基本方針を改定することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置した。

##### (1) 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

##### (2) 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

##### (3) 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客

様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

## 2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談・通報体制としてヘルplineを設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、監査室に通報するように定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対して断固たる姿勢で臨む。

財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、管理本部を中心に十分な体制を構築する。

## 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、管理本部長を統括責任者、総務部を事務局とし、法令・社内規程に基づき情報の保存・管理を行う。

取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧できる。

また、情報のセキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

## 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織としてエネルギー管理部所管常務を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、有事においては「リスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたることとする。

平時から、リスク管理委員会において、当社におけるリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を作る。万一の災害時に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー管理部が専門的な立場から、安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行う。

## 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席す

る経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

当社は、独立した専門家により構成される「経営評価委員会」を組織し、半期に1度、定例会議を開催し、代表取締役社長の諮問を受けて答申することにより、有効なガバナンスの維持に努める。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

また、当社においては代表取締役社長が自ら全社員と直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築する。

## 6. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

### (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、3ヶ月に1回、グループ各社の社長が参加する「グループ経営者会議」を開催する。

非常事態発生時の子会社を含めた連絡網によって当社への迅速な報告を行う等、一定の重要な事項についての当社への報告体制を構築する。

当社の内部監査部門による子会社の内部監査及び内部統制活動のレビューを行う。

### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを概括的に管理する。

「リスク管理委員会」は、当社グループ全体のリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を検討する。

### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社から当社に対し、中期経営計画及び年度事業計画を提出し、連結ベースでの業績管理を行う。

当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入し、グループ共通のシステムを構築し、グループ内の情報共有を図る。

グループ内での管理業務の集約化を図り、適正な人材の配置を行う。

### (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の役員・従業員に適用される行動規範及びコンプライアンス基本方針を定める。

グループ全体の役員・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。

当社又は子会社の内部監査部門による子会社の監査を実施する。

## 7. 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位

等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図る。

## 8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (1) 当社の役職員が監査役に報告するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることする。

なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と情報交換を行い、緊密な連携を図る。

### (2) 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制

子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する。

子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告する。

### (3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定める。

### (4) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査費用を支弁するための予算を確保する。

監査役が、外部専門家（弁護士・公認会計士等）への委嘱に関する合理的な費用の負担を求めたときは、速やかにこれに応じる。

以 上